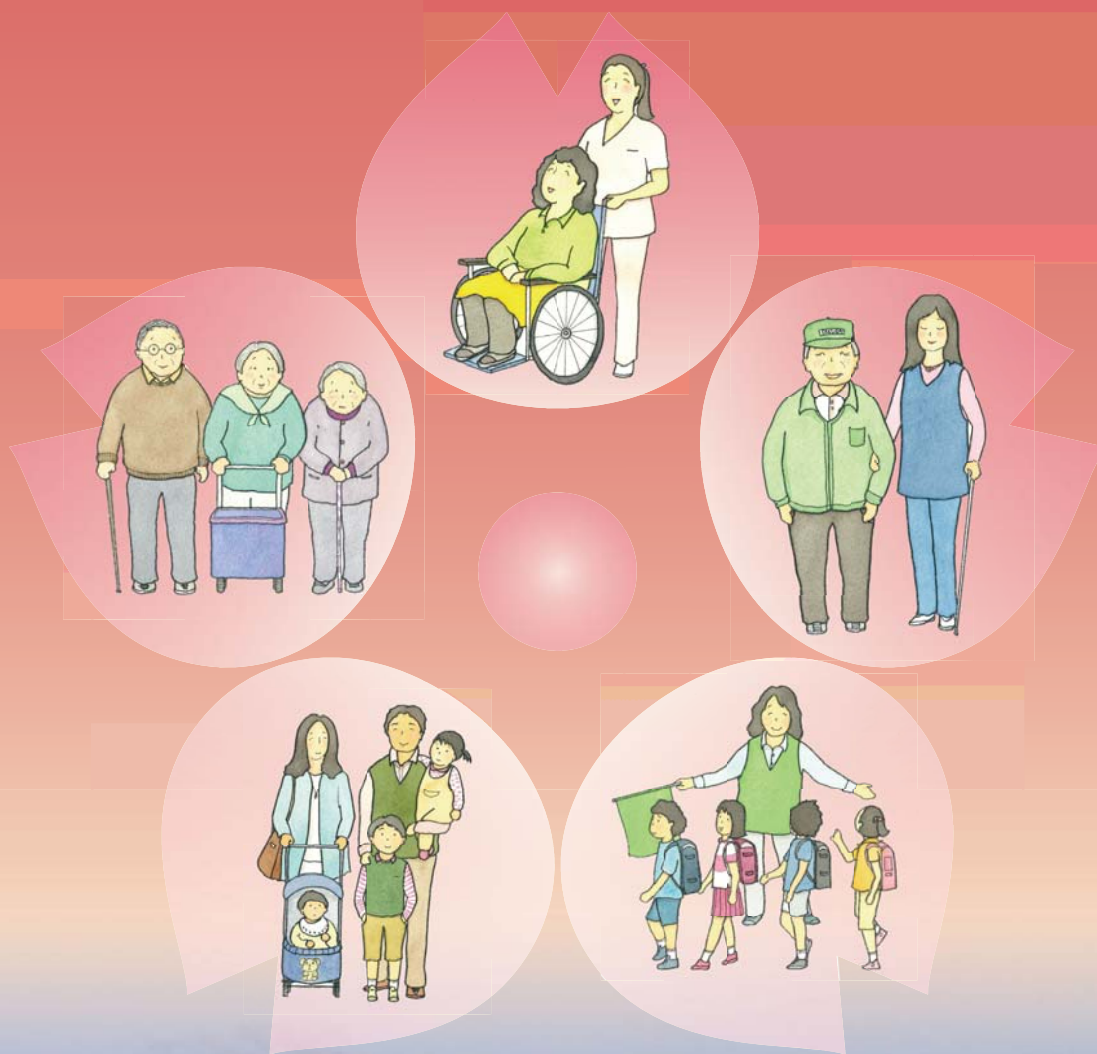


# 桜井市 バリアフリー基本構想

## 【概要版】

みんなで作る、  
安全・快適に歩いて暮らせるまち 桜井



桜井市

# バリアフリー基本構想の概要

## 策定の背景と目的

わが国では、世界に類をみない速さで高齢化が進んでおり、桜井市（以下、「本市」という）でも高齢化率が平成27年度で30%近くに達し、本格的な高齢社会を迎えようとしています。

このような背景の中、平成18（2006）年に『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー新法」という。）』が施行されました。

そこで、本市では、このバリアフリー新法に基づき、桜井駅周辺地区を対象に「桜井市バリアフリー基本構想（以下、「本基本構想」という）」を策定することとしました。

本基本構想は、市民の意向を踏まえつつ、駅、駅前広場、道路、公園、駐車場等のバリアフリー化を推進していくための基本的な方針や、実施すべきハード・ソフト施策についてとりまとめたものです。これら施策を推進し、桜井駅周辺地区の利便性・安全性を高め、誰もが安心して移動できるまちの実現を目指します。

### バリアフリー新法とは

#### ハートビル法(平成6年)

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

#### 交通バリアフリー法(平成12年)

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律

#### バリアフリー新法(平成18年)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  
(平成18年6月21日公布、平成18年12月20日施行)

公共施設や建築物のバリアフリー化の推進

地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

心のバリアフリー化の推進

# 基本理念と基本方針

## 基本理念

みんなでつくる、安全・快適に歩いて暮らせるまち 桜井

## 基本方針

### 誰もが安全・安心・快適に生活できる移動環境づくり

高齢者・障害者の方をはじめとした、誰もが安全・安心、快適に生活できるまちを目指して、多世代による支え合いが必要であるとともに、地域を安全に移動できるように、移動環境のバリアフリー化を推進します。

### 交流を支援するユニバーサルデザインによるまちづくり

本市の玄関口として多様な交流を支援するため、観光等による来訪者など、本市を初めて訪れた人でも快適に移動できる環境づくりを目指し、「ユニバーサルデザイン」によるまちづくりを推進します。

### 心のバリアフリーの推進

本当の意味でのバリアフリーとして、皆様の一人一人が高齢者や障害者への理解を深め、心の障害を取り除くことにより健常者、障害者、子供、高齢者がお互いに思いやりを持ち、自然と支えあうことができる社会を目指す「心のバリアフリー」を推進していきます。

### 住民参画による継続的なスパイラルアップ

日常生活の中には、高齢者や障害者、妊婦など様々な方が共存しており、日常生活を行う上での困難や不便が多く存在します。多様な視点でバリアフリーのまちづくりを考えていくには、当事者はもちろんのこと、多世代がバリアフリー施策へ参画・評価していただくことが重要であり、その結果に基づいた施策や措置を講じ、「スパイラルアップ」によって段階的・継続的な発展を図っていきます。

# 重点整備地区

## 重点整備地区を設定する上での要件

- 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
- バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区
- 境界の設定等

## 重点整備地区の設定

本基本構想における重点整備地区は、本市の玄関口であり、かつ、近鉄大阪線、JR桜井線が乗り入れる「桜井駅周辺地区（桜井駅を中心とした概ね徒歩圏域）」に設定します。

# 生活関連施設・生活関連経路

## 生活関連施設の設定

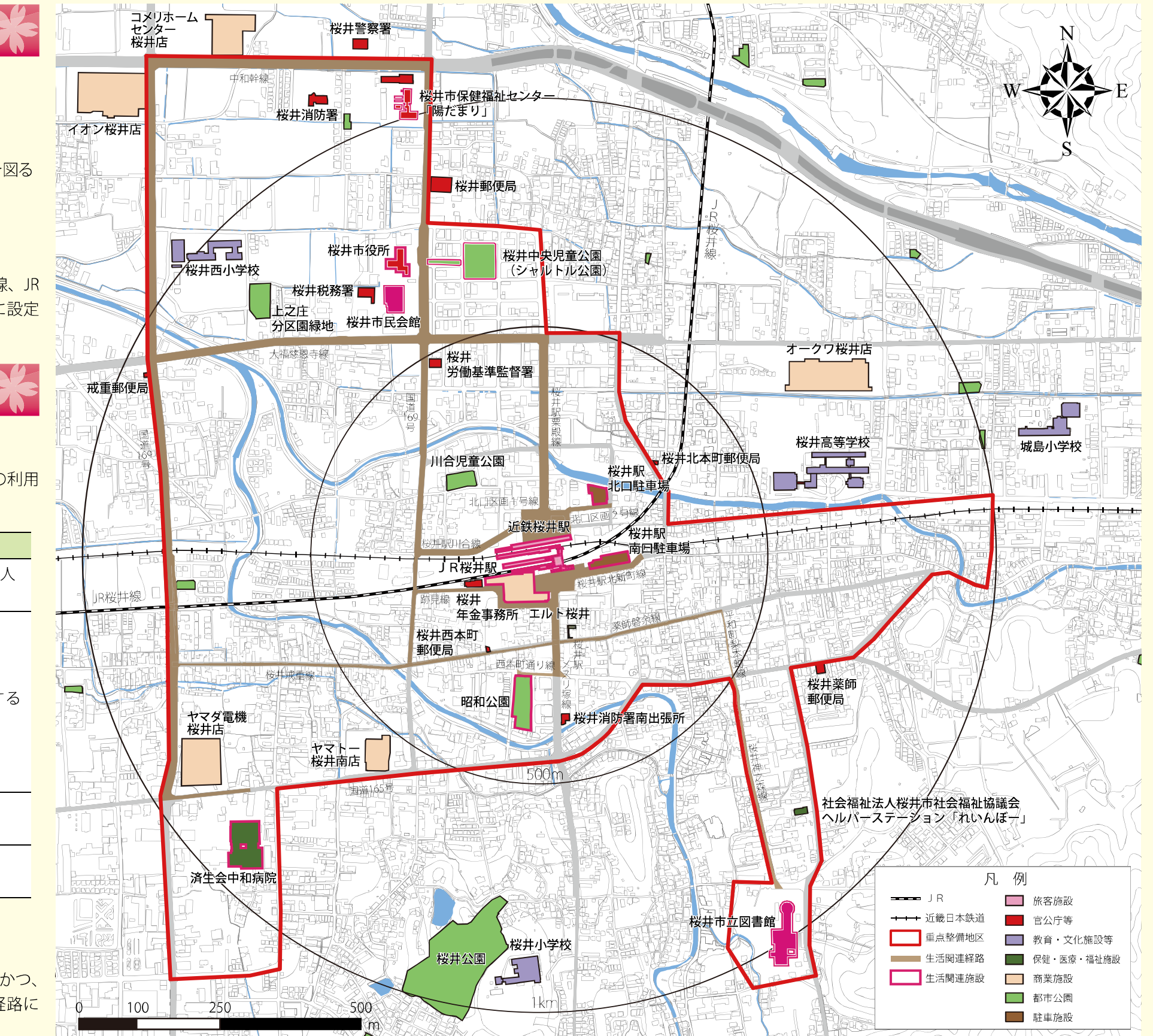
本基本構想では、常に多数の人が利用する施設で、かつ、高齢者や障害者等の利用が多い施設として、以下の施設を生活関連施設として位置づけます。

生活関連施設		摘要
特定旅客施設	近鉄桜井駅	1日の平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設
	JR桜井駅	
官公庁	桜井市役所	*市民にとって特に重要な施設 *高齢者や障害者等が多く利用する施設
教育・文化施設	桜井市立図書館	
	桜井市民会館	
保健・医療・福祉施設	済生会中和病院	
	桜井市保健福祉センター「陽だまり」	
商業施設	エルト桜井	
都市公園	桜井中央児童公園	*避難場所に位置づけられた公園
	昭和公園	
その他の施設	桜井駅北口駐車場	*特定路外駐車場に該当
	桜井駅南口駐車場	

## 生活関連経路の設定

本基本構想では、本市のまちづくりの方針を踏まえつつ、多くの人を利用し、かつ、生活関連施設相互のネットワークの確保に向け、下表に示す道路を生活関連経路に位置づけます。

NO.	生活関連経路	備考
1	中和幹線	上之庄交差点～桜井警察署東交差点
2	国道165号	阿部交差点～済生会中和病院入口
3	国道169号	上之庄交差点～阿部交差点
4	国道169号	桜井警察署東交差点～小西橋東詰交差点
5	大福慈恩寺線	戒重東交差点～桜井駅東詰交差点
6	桜井駅東詰線	大福慈恩寺線との交差点～桜井駅北口広場



NO.	生活関連経路	備考
7	北口区画1号線・2号線	桜井駅北口広場～桜井駅北口駐車場
8	桜井駅川合線	桜井駅北口広場～国道169号との交差点
9	桜井駅北新町線	桜井駅南口広場～桜井駅南口駐車場
10	跡見線	桜井駅南口広場～国道169号との交差点
11	桜井停車場線 桜井駅メスリ塚線	桜井駅南口広場～西本町通り線との交差点
12	桜井戒重線	戒重南交差点～小西橋東詰交差点

NO.	生活関連経路	備考
13	薬師磐余線	小西橋東詰交差点～平和町梨本町線との交差点
14	西本町通り線	桜井駅メスリ塚線との交差点～昭和公園入口
15	平和町梨本町線	薬師磐余線との交差点～国道165号との交差点
16	桜井神之森線	国道165号との交差点～桜井市立図書館入口
17	桜井駅南口広場・北口広場	

**凡例**

- JR
- 近畿日本鉄道
- 重点整備地区
- 生活関連経路
- 生活関連施設
- 旅客施設
- 官公庁等
- 教育・文化施設等
- 保健・医療・福祉施設
- 商業施設
- 都市公園
- 駐車施設

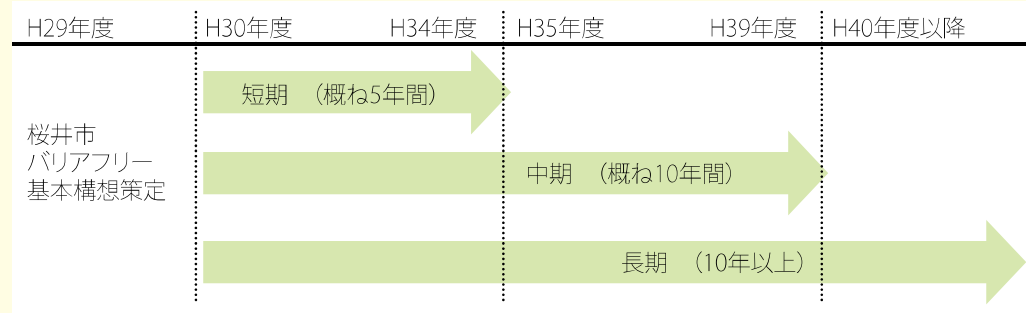
# 実施すべき特定事業計画

## 特定事業とは

特定事業とは、『バリアフリー新法第2条』で定める事業(公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業及び建築物特定事業)で、基本構想で位置づけた生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を実現化するためのものです。

## 整備目標時期

### 整備目標時期



## バリアフリー化事業計画の概要

### 公共交通特定事業

近鉄桜井駅の整備概要 【事業主体】近畿日本鉄道

※行政からの補助を前提に長期的に改修を行います。

#### 電光掲示板の設置※



ホームで障害者等が時刻を確認するための電光掲示板の設置

目標年次		
短期	中期	長期
		●

#### 列車接近表示機能の設置※



ホームで列車の接近や通過をお知らせする列車接近表示機能の設置

目標年次		
短期	中期	長期
		●

JR桜井駅の整備概要 【事業主体】西日本旅客鉄道

#### 内方線ブロックの設置



ホームからの転落事故防止に寄与する「内方線付き点状ブロック」の設置

目標年次		
短期	中期	長期
	●	●

#### 列車接近表示機能の設置※



ホームで列車の接近や通過をお知らせする列車接近表示機能の設置

目標年次		
短期	中期	長期
	●	●

### その他事業ソフト施策

#### ノンステップバス



ノンステップバスの導入

目標年次		
短期	中期	長期
●	●	●

【事業主体】奈良交通

#### 継続的な社員教育訓練の実施



駅乗務員等との連携したサービスの向上

目標年次		
短期	中期	長期
●	●	●

【事業主体】  
近畿日本鉄道  
西日本旅客鉄道

# 心のバリアフリーの推進

## 心のバリアフリーとは

高齢者、障害者等が安心して暮らせるためには、歩道の段差・勾配の改善等のハード施策だけでなく、高齢者、障害者等に対し、市民一人ひとりが心のバリアを取り除き、優しさや思いやりを持って接することができなければ、真の意味でのバリアフリー化は図れません。

そこで、本市では、市民、公共交通事業者、行政機関等が互いに連携し、各種の啓発・広報活動及び様々な機会を活用した幅広い教育活動等のソフト施策を展開することで国民の責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。

### 広報・啓発活動の推進

- 情報提供の体制強化
- 啓発活動の推進

### 教育活動の推進

- 福祉教育の機会の充実
- 交通安全教育の実施

### 市民活動への支援

- ボランティア・地域活動団体への支援
- ボランティアの育成支援
- ふれあい事業の充実

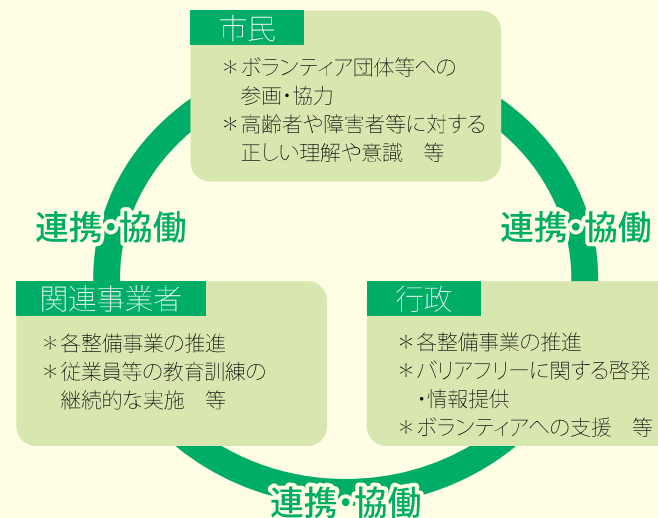


桜井市市民ふれあい福祉まつりの様子

# 構想の実現に向けて

## 実現に向けた連携・協働

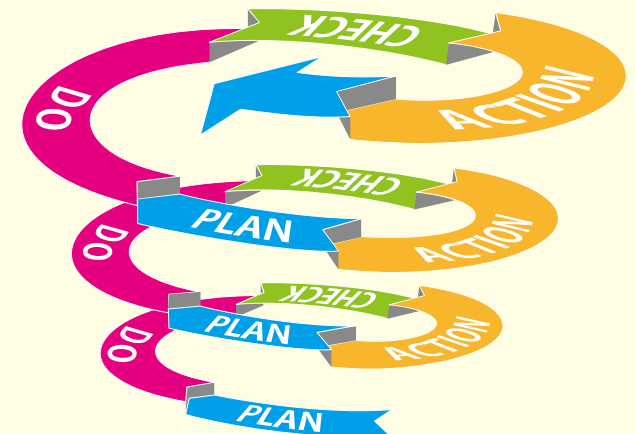
本基本構想の実現に向けては、「市民」「関連事業者」「行政」がそれぞれの役割を認識した上で、各主体の連携・協働を図りながら、社会全体の取組みとして進めていく必要があります。



市民、関連事業者、行政の連携・協働イメージ

## バリアフリー基本構想の進行管理

市民、関連事業者、行政で構成する「桜井市バリアフリー基本構想推進協議会」において、「計画(PLAN)」、「実施(DO)」、「確認・評価(CHECK)」、「見直し(ACTION)」による PDCA サイクルに基づき、事業の進捗状況や事業効果について検証し、検証結果に基づいた見直しを行っていきます。



PDCAサイクル



## 桜井市バリアフリー基本構想【概要版】

編集 桜井市 都市建設部 都市計画課  
〒633-8585 奈良県桜井市大字粟殿432-1  
☎0744-42-9111 FAX 0744-46-1782  
発行 桜井市 発行年月 平成30年3月

